



# 広島県報

定期  
第8号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

農業振興地域の区域の変更	(農業経営室)	一
農業振興地域の指定の解除 (三件)	"	二
漁業災害補償法に基づく加入区の変更 (漁獲共済)	(漁業調整室)	二
解除予定保安林	(治山室)	二
許可をすべき皆伐面積の限度	"	三
土地収用法の規定による事業の認定	(用地室)	三
道路の区域変更 (二件)	(道路河川管理室)	六
道路の供用開始 (二件)	"	六
河川敷地等の公用廃止	"	七
公 告		
特定非営利活動法人の認証申請	(文化・県民協働室)	七
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	"	七
土地改良事業計画変更協議の適否決定 (市町)	(東広島地域事務所)	八
土地改良事業廃止協議の適否決定 (市町)	"	八
公営企業部告示		
平成十八年広島県企業局告示第三号 (広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を改正する告示 (県法規登載)		八
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		九

### 正 誤

平成十八年十二月十一日付け広島県報 (定期) 第九十四号中広島県告示第六号の訂正 (治山室) 九  
 平成十九年一月十一日付け広島県報 (定期) 第一号中広島県告示第十五号の訂正 (" ) 九

## 告 示

### 広島県告示第九十一号

農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第九百五号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	変 更 後 の 区 域
尾道農業振興地域	尾道市のうち、別図で黄色に着色した部分 (昭和四十八年広島県告示第二十九号、昭和五十七年広島県告示第三百十八号、平成三年広島県告示第九百七十三号、平成三年広島県告示第九百七十三号、平成四年広島県告示第九百五十二号、平成五年広島県告示第八百六十五号、平成八年広島県告示第八百三十八号及び平成十三年広島県告示第八百九十八号) で定められた都市計画の市街化区域、平成八年因島市告示第六十二号で定められた都市計画の用途地域及びかかる区域以外の昭和四十五年国勢調査結果に基づく人口集中地区、平成九年瀬戸田町告示第四十一号で定められた都市計画の用途地域、緑色に着色した部分、昭和五十七年広島県告示第九百十八号、平成三年広島県告示第七百三十三号及び平成十三年広島県告示第八百九十八号で定められた都市計画の市街化区域から市街化調整区域に変更された区域 (ただし、高須町奈原一三三六の一、一三三六の二、一三三六の四、一三三九の一及び一三四〇の一は除く。) (茶色に着色した部分) (昭和五十七年広島県告示第九百十八号及び平成三年広島県告示第九百七十三号) で定められた都市計画の市街化区域に囲まれた市街化調整区域) (紫色に着色した部分) (平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号七〇一の区域)、別図で赤色に着色した部分 (平成十五年広島県告示第五百四十八号で瀬戸内地域森林計画に定められた民有林の林班番号四のろ、八のほに、二四のほに、九六のい、ろ及びひ一七のろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り) の区域、別図で青色に着色した部分 (昭和三十九年建設省告示第八百五十六号、昭和四十年建設省告示第七百三十二号、昭和四十年建設省告示第三千六百十三号、昭和三十九年広島県告示第七百五十四号及び昭和四十九年広島県告示第六百四十五号) で定められた港湾法に基づく港湾区域、昭和四十年広島県告示第六百七十二号、昭和四十一年広

広島県告示第九十二号、昭和四十一年広島県告示第九十一号、昭和五十五年広島県告示第八十一号、昭和五十五年広島県告示第八十二号、昭和六十一年広島県告示第四十号、昭和六十一年広島県告示第九十二号及び平成六年広島県告示第三十三号で定められた港湾法に基づく港湾隣接区域、桃色に着色した部分、昭和二十五年厚生省告示第四十五号で定められた瀬戸内海国立公園の第一種・第二種特別地域のうち鳴滝山・上江府島・下江府島・高見山・城山・字松ヶ浜・白滝山・青影山・天狗山・観音山、橙色に着色した部分及び四十島・八重子島・弁天島・沖ノ雀島・地ノ雀島・八カノ島・鷲ノ子島・瓢箪島に該当する区域に該当する土地の区域を除いた区域(別図略)

広島県告示第九十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十六年広島県告示第九十五号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。  
 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 御調農業振興地域
- 二 向島農業振興地域

広島県告示第九十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十八年広島県告示第九十九号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

因島農業振興地域

広島県告示第九十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定によつて、昭和四十五年広島県告示第三十三号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。  
 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年二月一日

瀬戸田農業振興地域

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第九十五号

農業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第一百五十五条第一項第二号ロの規定によつて、平成十八年広島県告示第六十四号で定めた加入区(区域及び区分)を次のとおり変更する。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

変	更	前	変	更	後
区	域	区	域	区	分
小型合併漁業因島市区 域(因島市漁業協同組 合の地区)	一 総トン数十トン未 満の漁船により主と して底びき網を使用 して営む漁業 二 総トン数十トン未 満の漁船により主と してたぢうおをとる ことを目的とする釣 り漁業 三 一、二に掲げる漁 業以外の漁業	小型合併漁業因島市区 域(因島市漁業協同組 合の地区)	一 総トン数十トン未 満の漁船により主と して底びき網を使用 して営む漁業 二 総トン数十トン未 満の漁船により主と してたぢうおをとる ことを目的とする釣 り漁業 三 一、二に掲げる漁 業以外の漁業 四 一、三に掲げる漁 業以外の漁業		

広島県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

解除に係る保安林の所在場所

- 一 安芸郡熊野町字定光二二〇八の四から二二〇八の七まで、字堂畝三二二九の六、三二六五の九
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
農道用地とするため

広島県告示第九十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定によって、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤田雄山

一 水源かん養保安林

森林計画区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	包括市町名	皆伐面積の限度(ヘクタール)
太田川	上水内川	広島市(旧湯来町)、廿日市市吉和	八一七・八三
"	小瀬川上流	廿日市市(旧佐伯町)	三三六・一四
"	太田川上流	山県郡安芸太田町・北広島町(旧芸北町・旧豊平町)	二、一五八・〇二
"	太田川下流	広島市(東区旧安芸町・安芸区船越町・旧瀬野川町・阿戸町・旧矢野町・安佐北区白木町・佐伯区を除く)	一三四・四八
"	可愛川	山県郡北広島町(旧大朝町・旧千代田町)	四七〇・二九
"	三篠川	広島市安佐北区白木町	三三四・九九
江の川上流	"	安芸高田市向原町	三三四・九九
"	生田川	安芸高田市(向原町を除く)	七五五・八一
"	神野瀬川	三次市(甲奴町を除く)、庄原市高野町	一、八四〇・二四
江の川上流	"	世羅郡世羅町(旧世羅西町)	一、四〇七・〇四
"	西城川	庄原市(東城町・高野町・総領町を除く)	一、四〇七・〇四
"	比和川	庄原市東城町	四四一・七二
"	東城川	庄原市東城町	四四一・七二
"	甲奴地区	庄原市総領町、三次市甲奴町	三三六・八九
瀬戸内	"	府中市上下町	三三六・八九
高梁川上流	神石地区	神石郡神石高原町	七七八・八三
瀬戸内	芦田川	福山市(内海町を除く)、府中市(上下町を除く)	三三三・五九
"	世羅台地	世羅郡世羅町(旧世羅西町を除く)	一九〇・七六
"	尾道地区	尾道市(向東町・旧因島市・瀬戸田町・向島町を除く)、三原市久井町	三・〇八

二 土砂流出防備保安林

森林計画区名	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度(ヘクタール)	
高梁川上流	神石郡神石高原町(旧油木町)	一・八二	
"	神石高原町(旧神石町)	〇・八六	
"	神石高原町(旧豊松村)	〇・四八	
"	神石高原町(旧三和町)	二二・九三	
江の川上流	三次市(甲奴町・君田町・布野町・作木町・吉舎町・三良坂町・三和町を除く)	二五・七六	
"	三次市甲奴町	一六・九四	
"	三次市君田町	六・三〇	
"	三次市布野町	一三・四〇	
"	三次市作木町	四・一六	
"	三次市吉舎町	一四・七四	
"	三次市三良坂町	三・七四	
"	三次市三和町	二五・八〇	
"	庄原市(総領町・西城町・東城町・口和町・高野町・比和町を除く)	二六・四八	
"	庄原市総領町	〇・五六	
"	庄原市西城町	八・一二	
"	庄原市東城町	三三・五四	
"	庄原市口和町	一〇・八八	
"	庄原市高野町	一六・四二	
太田川	沿田川上流	東広島市高屋町・福富町・豊栄町・河内町・三原市大和町	一九一・五四
"	黒瀬川上流	東広島市(高屋町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く)	七七・六〇
"	三津地区	呉市川尻町・安浦町、東広島市安芸津町、竹原市	二二・三六
瀬野川	呉市(下蒲刈町・川尻町・音戸町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町を除く)	二六・五〇	
太田川	広島市(東区旧安芸町・安芸区船越町・旧瀬野川町・阿戸町・旧矢野町)、安芸郡府中町・海田町・熊野町・坂町	二六・五〇	



"	"	大崎上島町 (旧東野町)	〇・〇一
"	"	大崎上島町 (旧木江町)	七・八四
"	"	世羅郡世羅町 (旧世羅西町・旧甲山町を除く。)	七四・九〇
"	"	世羅町 (旧世羅西町)	二四・一五
"	"	世羅町 (旧甲山町)	一八三・四一

三 干害防備保安林

森林区画計	皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
瀬戸内	府中市上下町	三・〇〇
"	東広島市 (旧黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町を除く。)	七・五〇

四 保健保安林

皆伐による伐採面積の許容限度を定める集団の所在場所	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
高梁川上流森林計画区	一・七四
江の川上流森林計画区	三二・〇六
太田川森林計画区	二七二・一八
瀬戸内森林計画区	一三三・三六

広島県告示第九十八号

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

尾道市

二 事業の種類

(仮称) 囲碁の館本因坊秀策記念館建設工事 (以下「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

広島県尾道市因島外浦町字宮ノ谷地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十二条に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である尾道市は、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、条例によつて施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、尾道市が同市因島外浦町に本因坊秀策の生家を復元するとともに、遺品を管理及び展示し、囲碁文化の継承、発展及び創造の拠点となる施設を建設する事業である。幕末に活躍した棋士、棋聖本因坊秀策の生家は昭和四八年に老朽化により取り壊されており、顕彰するための施設整備は行われること無く、遺品は遺族により一般公開されている。囲碁ブームの到来により、本因坊秀策が広く周知されることとなり、全国から多くの観光客が訪れるようになってきている。しかし、遺族による一般公開は多くの観光客に対処しきれない状態であり、遺品自体も劣化が目立ち、設備の整った施設での保管及び公開が必要である。さらに、平成九年に尾道市 (旧因島市) は、囲碁を「市技」として制定したことにより、囲碁のまちづくり事業を推進するための中核となる施設を必要としている。本件事業の施行により、囲碁集会所の中核機能及び囲碁文化の保存等がなされる施設ができる。また、本因坊秀策ゆかりの品々の保存及び管理をされることから、得られる利益は大きいものと考えられる。他方、本件事業は起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されず、希少な動植物が起業地及びその周辺に存しないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、尾道市は同市因島外浦町において、地勢、利便性及び経済性等の諸条件を考慮し比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

(三) 以上から、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本因坊秀策遺品は、3で述べたように、生家の取り壊しの後、劣化が目立つようになり、いち早く設備の整った施設での保管及び公開が必要である。よつて、本件事業の施行は急務である。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じる事が合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

1から4まで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

以上により、尾道市から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によって、事業の認定をする。

五 法第二十六条の第二第二項の規定による図面の縦覧場所

尾道市役所因島総合支所産業振興課

広島県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月一日

- 一 道路の種類  
広島県知事 藤 田 雄 山
- 二 路線名  
七曲千代田線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別(敷地の幅員(メートル))		延長(メートル)	備考
	新	旧		
山県郡北広島町本地字峠ヶ原一六八番五七地先から山県郡北広島町本地字三ツ賀一〇三四番一地先まで	八・一・七 六・五〇〇 五〇〇	九・三・五 六・五〇〇 五〇〇	一、四〇三・二八三・〇〇〇	ダブルウェイ一部拡幅

広島県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月一日

- 一 道路の種類  
広島県知事 藤 田 雄 山
- 二 路線名  
大草三原線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別(敷地の幅員(メートル))		延長(メートル)	備考
	新	旧		
三原市高坂町真良二四七〇番三地从先から三原市高坂町真良一四四五番一地从先まで	一・五七〇 〇・二〇〇	四・三〇〇 二・二四九	二六三・〇〇〇	拡幅

広島県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月一日

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
七曲千代田線	山県郡北広島町本地字峠ヶ原一六八番五七地先から山県郡北広島町本地字三ツ賀一〇三四番一地先まで	平成十九年二月一日

広島県告示第百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大草三原線	三原市高坂町真良一四七〇番三地从先から三原市高坂町真良一四四五番一地从先まで	平成十九年二月一日

広島県告示第百三三号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤田雄山

- 一 河川の名称
  - 一級河川太田川水系指定区間府中大川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
  - 平成十九年二月一日
- 三 廃川敷地等の位置
  - 1 広島市東区温品八丁目八一四番一八
  - 2 広島市東区温品八丁目八一四番一九
  - 3 広島市東区温品八丁目八一四番二〇
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
  - 土地
    - 1 三七・六七平方メートル
    - 2 四三・三九平方メートル
    - 3 五一・二二平方メートル

公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人ぐりもん	瀬尾 正道	広島県福山市三吉町四丁目二番四六 一 二 号	この法人は、障害者の就労訓練、雇用の場を提供し、誰もが地域で暮らすことのできる社会を目指し、一人ひとりの人権を保障しながら地域で生きるための自立支援を行い、地域生活の実現と発展に寄与することを目的とする。	平成十九年一月十八日
特定非営利活動法人しらゆり会	丸口 正宏	広島県広島市中区白島中町一七番一八号	この法人は、青少年、高齢者や障害者に、音楽や芸術を通じ福祉の増進を図り、また生活上の困りごとなどの相談を受けることにより、消費者が安心して生活できるよう広く公益に貢献することを目的とする。	平成十九年一月二二日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十九年二月一日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人ニコニコワールド人権擁護団体	森重 正一	広島県東広島市黒瀬町津江字神ノ前五四 五 一 番 地 四	この法人は、東南アジア地域で今も続く内乱、自然災害などによってもたらされる生活困窮者などに救援活動を行う。また、社会開発事業を遂行する人材の育成と派遣に関する事業を行い、国際協力	法人の名称の変更	平成十九年一月二二日

特定非営利活動法人えーる	岸田 清子	広島県福山市新湍町五丁目四番三七号	この法人は、障害者(児)及び高齢者やその家族が地域で生きていく為に必要な生活の支援や情報の提供に関する事業を行い、障害者(児)及び高齢者の社会参加活動に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の変更	平成一九年一月二日
--------------	-------	-------------------	---	-----------------	-----------

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成十九年二月一日から平成十九年二月二十一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県東広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九條第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しをを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月一日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

東広島市	事業主体	中組	地区名	農業用排水施設整備事業	事業名	東広島市役所福富支所	縦覧場所
大井手頭首工		市組一号		区画整理事業			
市組二号		宮郷		農業用道路整備事業			
新開中組		クロボヤ池		ため池等整備事業			

次の土地改良事業廃止協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業廃止事由書の写しを次により平成十九年二月一日から平成十九年二月二十一日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県東広島地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九條第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年二月一日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

東広島市	事業主体	吉原頭首工	地区名	農業用排水施設整備事業	事業名	東広島市役所福富支所	縦覧場所
車堰							

### 公営企業部告示

広島県公営企業部告示第一号

平成十八年広島県企業局告示第三号(広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等)の一部を次のように改正する。

平成十九年二月一日

広島県公営企業管理者 中 村 博

表を次のように改める。

条 例	等	条 項
広島県工業用水道供給規程(昭和四十二年工業用水道事業管理規程第五号)	第六条第一項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十二条第二項及び第十三条	



広島県水道用水供給水道供給規程 (昭和四十九年公  
営企業管理規程第三号)

第三条第一項、第四条第一項、第五条  
第一項及び第七條第二項

### 公安委員会告示

広島県公安委員会告示第11号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年2月1日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
6P1189	告示の日 (平成19年2月1日) から3年間	ぱちんこ遊技機	CRデイトス コーン	株式会社エーエ電研 孝俊 代表取締役 武本 孝三 (東京都台東区東上野三丁目12番9号)	左 同
6S1163	同 上	回胴式遊技機	ウルゼイ ヤツラス	株式会社銀座 伊藤 二博 代表取締役 伊藤 幸一 (愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号)	左 同
6S1193	同 上	同 上	赤ドン1	株式会社三六六 代表取締役 河野 庸規 (東京都江東区有明三丁目1番地25)	左 同
6P1423	同 上	ぱちんこ遊技機	CR猿の惑星FT X	株式会社ソフリア 井置 定男 代表取締役 (群馬県桐生市境野町七丁目201番地)	左 同
6P1444	同 上	同 上	CR猿の惑星FT Z	同 上	左 同

正

誤

平成十八年十二月十一日付け広島県報 (定期) 第九十四号に登載の広島県告示第千六百号 (保安林予定森林にする旨の通知) の一部を次のように訂正する。

農林水産部農林整備局治山室長

ページ	段	行	誤	正
二	上	七	庄原市高野町新市字毛無三七三の一 (次の図に示す部分に限る)	庄原市高野町新市字毛無三七三の一 (次の図に示す部分に限る)
		後ろから一五	「次のとおり」	「次の図」及び「次のとおり」

平成十九年一月十一日付け広島県報 (定期) 第二号に登載の広島県告示第十五号 (保安林の指定) の一部を次のように訂正する。

農林水産部農林整備局治山室長

ページ	段	行	誤	正
十	下	後ろから一	見晴三丁目三九五の一	見晴三丁目三五九の一